

第 5 回 変革期をリードする新時代の茨城づくり
調査特別委員会資料

4 安心安全快適な生活環境
介護・福祉分野におけるDXの推進

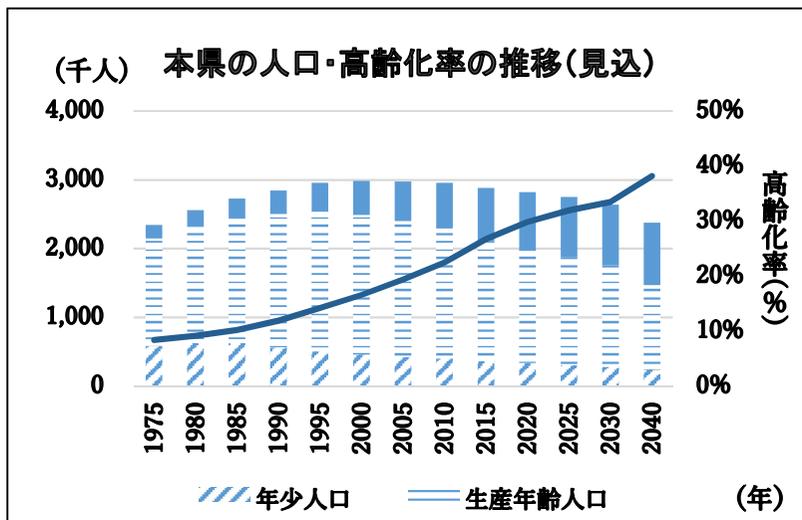
(保健福祉部)

令和 3 年 8 月 3 1 日 (火)

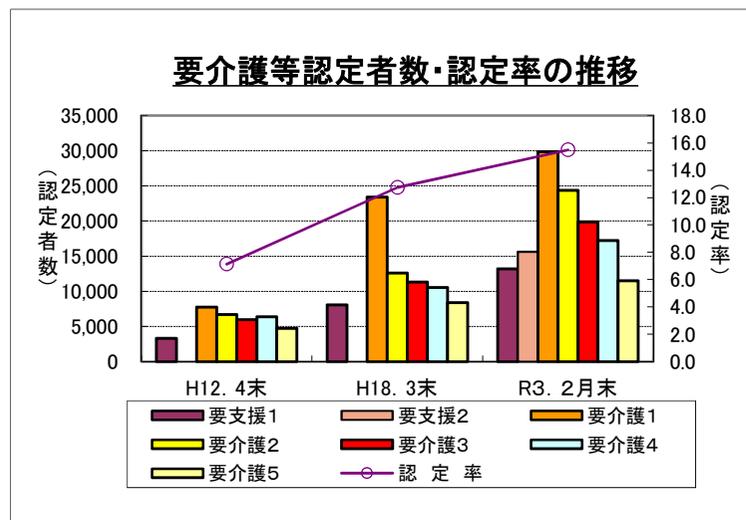
I 現状 1 介護・福祉分野（障害者・子ども）を取り巻く環境

【高齢者】

- ・ 令和3年（2021年）4月1日現在の本県における高齢者（65歳以上）人口は、約84万9,000人で、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は30.2%となり、本格的な超高齢社会が到来している。さらに、高齢者数のピークと予測される令和22年（2040年）には、高齢化率は約40%に達すると見込まれている。
- ・ 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も令和3年（2021年）2月末時点で約13万5,000人となっており、認定者数の増加に伴い、介護施設・事業所サービスの利用者数も年々増加している。

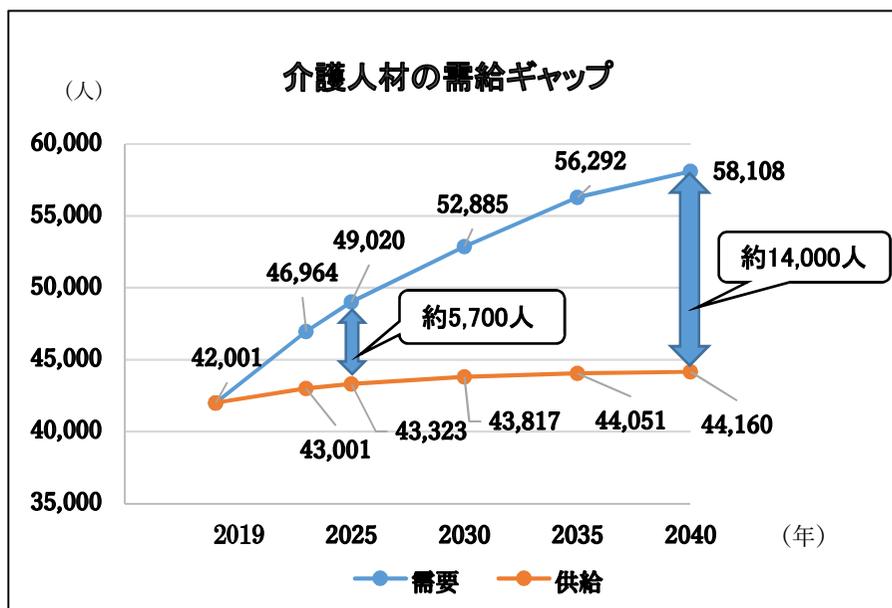


(出所)国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」(平成30年推計)

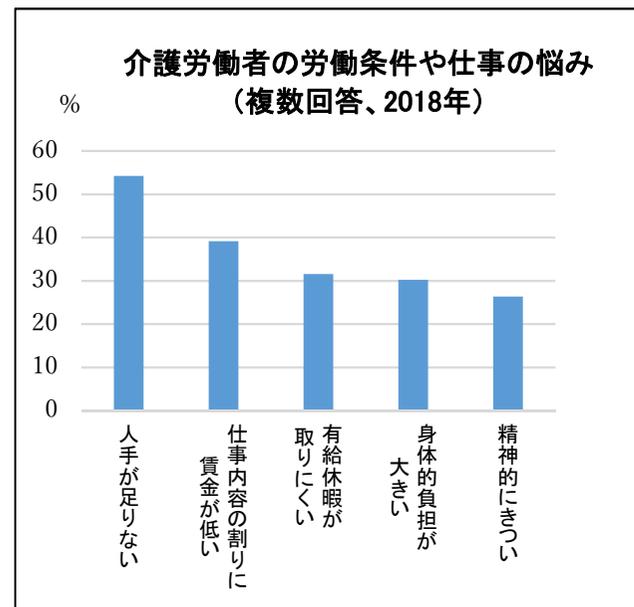


(出所)厚生労働省老健局介護保険計画課
「介護保険事業状況報告」(令和3年2月)

- 急速な高齢化の進展、要介護者の増加によって、介護人材の大幅な不足が予測されている。
 - * 将来推計では、令和7年（2025年）時には、必要とされる介護職員は約49,000人である一方、供給は約43,300人と、約5,700人の需給ギャップが生じ、さらに令和22年（2040年）時には、介護職員約44,100人に対し、必要とされる介護職員は約58,100人と、約14,000人の不足が予測されている。
- 介護職は、対面サービスが基本のため身体的負担や心理的負担が大きい職業であり、人材の流動化が大きい分野であることから人材育成が遅れてしまう状況にある。また、対面サービスという介護現場の特性上、職員の経験や勘に頼った介護が行われており、科学的データの活用が進まない状況にある。



(出所)厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」(2020年)



(出所)公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査結果」を基に作成

【障害者】

- 本県の障害者手帳所持者は年々増加し、令和元年度末現在 133,149 人となっており、県の人口の約 4.6% を占めている。

＜本県の各年度末現在障害者手帳所持者数＞

年 度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健手帳	合 計	県人口	障害者の割合
平成 25 年度	91,640 人	19,919 人	13,458 人	125,017 人	2,931,006 人	4.3%
平成 28 年度	89,898 人	21,878 人	16,671 人	128,447 人	2,905,276 人	4.4%
令和元年度	89,154 人	24,145 人	19,850 人	133,149 人	2,866,325 人	4.6%

(出所)第2期新しいばらき障害者プラン、茨城県政策企画部統計課「茨城県常住人口調査結果」

- 障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進するため、地域における生活の維持・継続を推進し、施設入所者の地域生活への移行を図っており、障害福祉サービスの利用者数・利用時間の一層の増加が見込まれている。

＜本県の障害福祉サービスの利用状況等＞

サービス種類	令和 2 年度(実績)	令和 5 年度(見込)*1
居 宅 介 護 *2	40,418h/月	54,724h/月
共同生活援助*3	2,952 人	4,017 人

(出所)第2期新しいばらき障害者プラン

*1 「第2期新しいばらき障害者プラン」における見込

*2 ホームヘルパーが日常生活に援助が必要な在宅障害者に対する身体介護や生活援助サービスを行う。

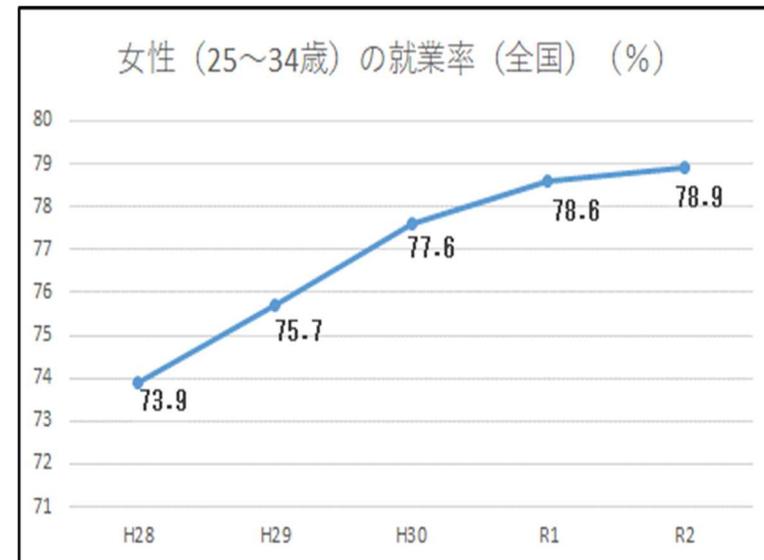
*3 障害者が夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けながら生活すること(グループホーム)。

【子ども】

- ・ 本県における令和3年4月1日現在の保育所等の利用児童数は、約5万9,000人を超え、平成28年と比較し、5年間で約7,200人の増加となっている。
- ・ 令和3年4月1日現在の待機児童については、保育所の整備や保育人材確保等の取組の結果、ピークである平成29年度の516人から503人減の13人と、大幅に減少している。
- ・ 女性の就業率の上昇や保育所の整備に伴い、当面、保育需要は増加する見込みであるが、将来的には少子化の進行により減少する可能性が高い。



(出所)各年度の厚生労働省「保育所待機児童数調査」



(出所)各年度の総務省「労働力調査」

2 現状の取組み状況

【介護分野における取組】

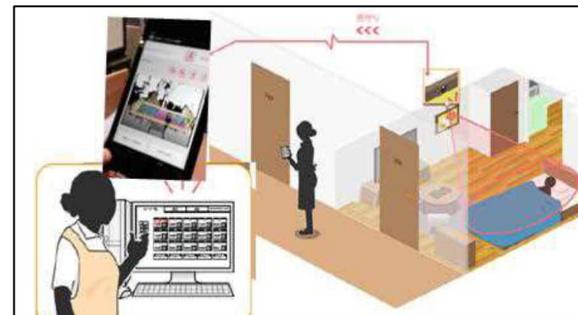
(1) 施設における利用者の生活の質の向上と職員の負担軽減

- ・ 利用者のコミュニケーションや移動など、生活の質を向上させることに加え、職員の介護における身体的・心理的負担の軽減を図れるようロボットやICT機器の導入を支援

ア ロボット介護機器普及支援事業の利用実績（H27～R2）

区分	導入事業所	導入台数
見守り支援・コミュニケーション	99	473
移乗介護支援	24	46
排せつ支援	1	10

※介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）において、見守り支援（センサーマット等）の導入が進み、夜間の訪室・巡回回数の削減等を通じて、職員の心理的・身体的負担を軽減。



見守り支援のイメージ

イ ICT導入支援事業（R3～）

- ・ 介護記録作成をはじめ、職員の情報共有から介護報酬請求にいたる業務まで、切れ目なく連携して行うことが可能になるソフトウェアやタブレット端末等の導入を支援

(2) 科学的根拠に基づく介護サービスの提供に向けた取組

科学的介護情報システム（LIFE）の導入促進（R3～）

- ・ 医療分野では、多数の症例や臨床結果を集め分析し、医療界全体で共有する「根拠（エビデンス）」に基づく医療が進んでおり、介護分野においても、エビデンスを蓄積し活用していくことが必要
- ・ データベースによる情報の収集・分析、現場へのフィードバックを通じて、科学的根拠に基づく介護の普及・実践をはかるため、国が新たなシステムを構築
- ・ 利用者データ（ADL（※）の状況、服薬状況、認知症の状況等）及び介護サービス記録等を国のシステムに提供・入力した介護事業者に介護報酬を加算する制度

※ADL：Activities of Daily Living（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄といった日常生活を送るために最低限必要な日常動作）

介護ロボット機器普及支援事業

資料2-2

P 3

ICT導入支援事業

資料2-2

P 4

科学的介護サービス

資料2-2

P 5

【障害者等への支援】

(1) 障害者の自立等への支援

- ・ 障害の種類・程度に応じたICT機器の活用により、障害者の生活の質の向上、自立及び社会参加を支援
- ・ 公的支援（日常生活用具給付等事業、補装具支給制度）により高額な導入経費を助成し、社会参加を促進

ア 聴覚障害者に対するもの

タブレット端末やスマートフォン等に専用アプリ等を導入し、手話や筆談（文字）と話し言葉との円滑なコミュニケーションにより社会参加を促進

① 遠隔手話通訳サービス（本県で貸出用専用モバイルタブレット7台保有）

- ・ 手話通訳者の同行が不要となり、新型コロナウイルス感染者の病院受診等に手話通訳者の同行がなくても医療機関との意思疎通が可能

② 「こえとら」((国立開発研究法人機構(NICT)開発)

- ・ スマートフォンでの「音声」⇔「文字」の自動変換



「こえとら」使用イメージ

イ 視覚障害者に対するもの

① 音声・拡大読書器

- ・ 書籍、新聞等の文字情報を機器が自動で読み上げ、情報収集を拡充

② 電子書籍、デイジー図書再生機

- ・ 視覚障害者情報ネットワーク（サピエ）で1枚のCD等に音声情報化した図書を利用することが可能



デイジー図書再生機

ウ 身体障害者に対するもの

① 電動車椅子

- ・ 上下肢機能障害、体幹機能障害があっても手指等の軽微な力で操作や移動が可能



電動車椅子

(2) 職員の負担軽減・サービスの質の向上を図る取組

ア 防犯・見守りシステム

- ・ 夜間、休日等の人員配置が少ない時間帯において、監視カメラや赤外線カメラ等による施設利用者の安全確保、見守り・防犯の巡回業務や職員の心理的負担を軽減
- ・ ベッドからの転落を感知・通報することにより、夜間における職員の巡回業務や心理的負担を軽減



電動リフト

イ 腰痛防止対策

- ・ 電動リフト等の移乗介助機により介助者の体力や腰痛等健康上の問題を解消し、離職防止と定着化を推進

ウ 事業所管理、利用者情報管理等事務のシステム化

- ・ サービス提供記録の作成をはじめ、職員の情報共有から報酬請求にいたる一連の業務について、ソフトウェアやタブレット端末による一元的な管理により、事務を効率化

エ WEB会議システム

- ・ 多職種、別事業所の支援計画担当者等が一同に参加するサービス提供計画作成会議等の効率化、情報共有の促進
- ・ コロナ禍において、施設入所中の障害者と家族等の面会に活用し、障害者の孤独感を解消

【子どもへの支援】

保育利用者・職員の負担軽減等

ICTの利用により保育従事者の業務負担の軽減や担当者間の申し送り事項等の情報共有を図るほか、スマートフォン利用率の高まりを踏まえ、保護者と保育従事者の利便性向上等を図る。

ア 保育に関する計画・記録に関するシステムの導入

- ・ 手書きで作成していた指導計画や保育日誌について、システムにより、関連項目が自動的に入力されるなど保育従事者の事務負担を軽減

イ 園児の登園及び降園の管理に関するシステムの導入

- ・ 手作業で行っていた出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、登園・降園情報を元に自動的に算出することなどにより、保育従事者の事務負担を軽減

ウ 保護者との連絡に関するシステムの導入

- ・ 手作業や紙でのやり取りしている保護者から保育施設への体温や食事内容などの毎日の連絡や、保育施設から保護者への行事予定等の連絡について、スマートフォンやタブレットでの保護者と保育施設間の連絡アプリの導入により、保護者や保育従事者の負担を軽減するとともに利便性を向上
- ・ スマートフォンやタブレットにおける保護者と保育施設との、写真などを用いた子どもの学びや育ちの姿の共有により、信頼関係を構築

※ 保育園の約6割、幼保連携型認定こども園の約7割が、ア～ウのうち、いずれかのシステムを1つ以上導入



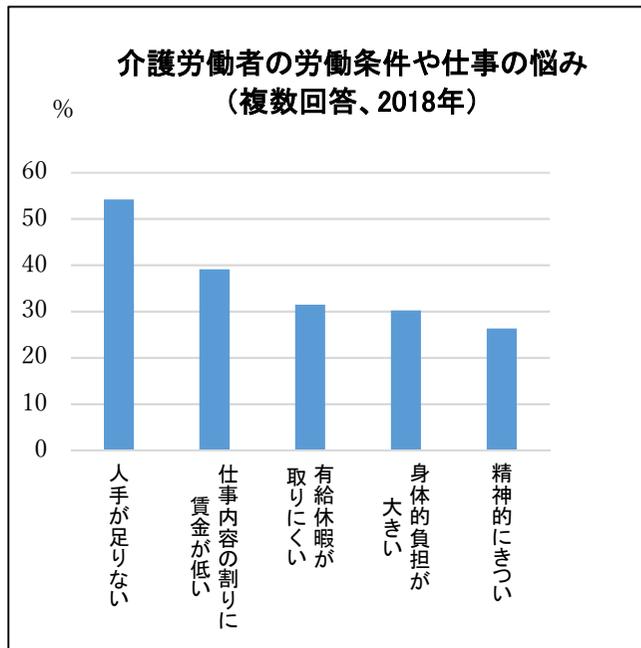
II 課題

【持続可能な介護・福祉体制の構築】

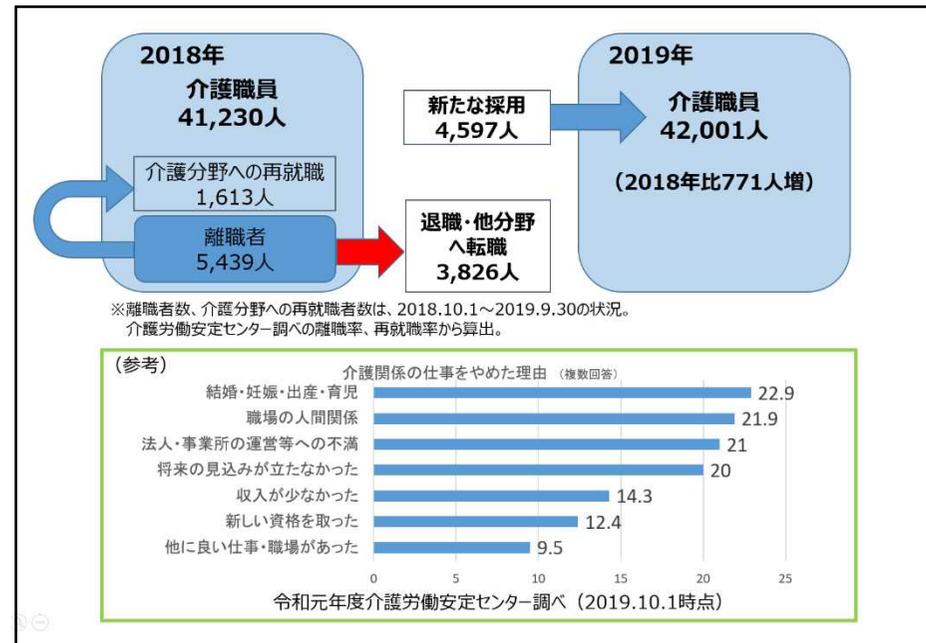
介護・福祉分野に従事する職員は、対面サービスに追われ、利用者に対するケアの見直しや介護等に要する技術向上にかかる時間的余力が限られており、介護労働者が抱える悩みとして、

- ① 人手が足りない
- ② 賃金の低さや休暇の取りにくさ等の処遇面が良くない
- ③ 職員の身体的・心理的負担が大きい

があげられており、離職した介護職員は、退職及び他分野への転職が、介護分野における再就職の2倍以上になっている。



(出所)公益財団法人介護労働安定センター
「介護労働実態調査結果」を基に作成(再掲)

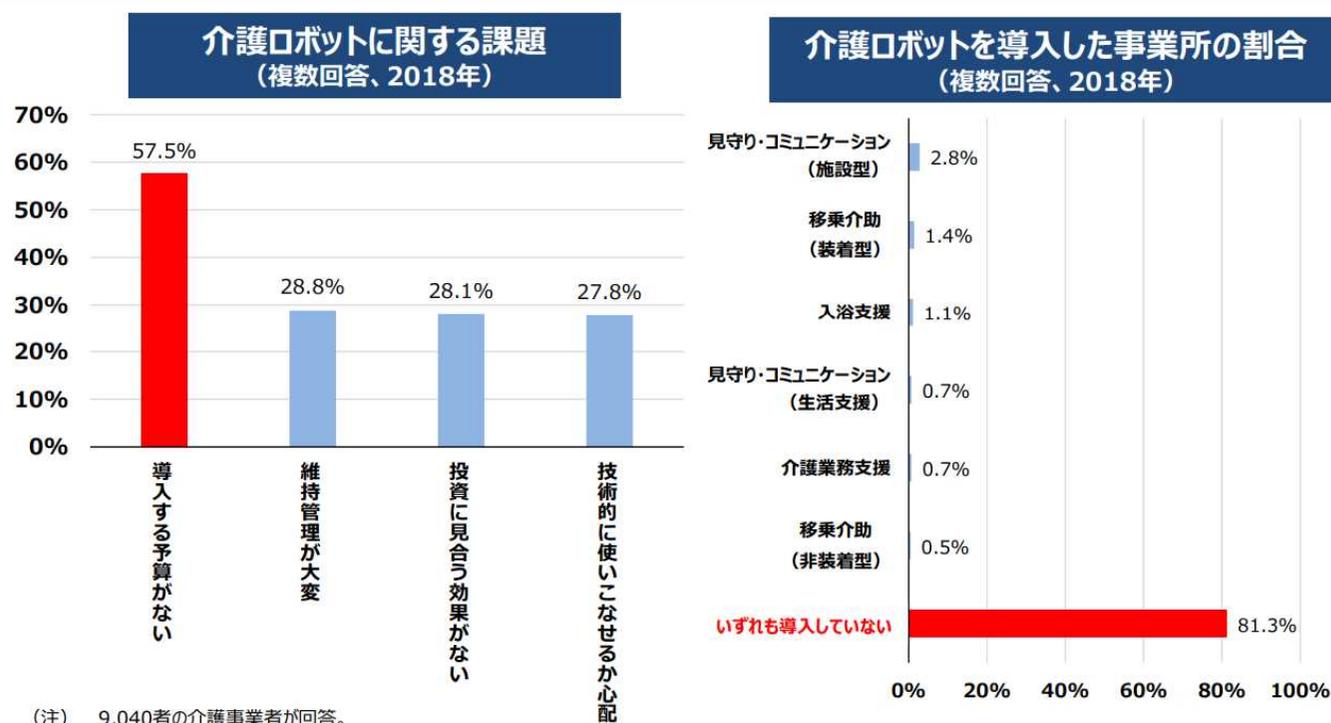


(出所)厚生労働省「介護人材需給推計ワークシート」(2020年)を基に作成

しかし、職員の身体的・心理的な業務負担の軽減や生産性とサービス水準の向上に資することが期待されるICT機器やセンサー・ロボット等について、導入コストやICTを技術的に使いこなせる人材が見通せないことなどから、介護事業者の約8割は導入に至っていない。

ICT機器・センサー・ロボットに関する課題

- アンケート調査によると、介護ロボット・ICT機器の課題として、「導入する予算がない」が最も多く挙げられている。
- また、介護事業者の81%は、ICT機器・センサー・ロボットを導入していない。



(注) 9,040者の介護事業者が回答。
 左図：「全ての方にお伺いします。介護ロボットなどの導入や利用についてどのような課題・問題があるとお考えですか。」に対する回答。
 右図：「貴事業所では、問20-①の介護福祉機器を除いて、次のような介護ロボットを導入していますか。」に対する回答。
 (出所) 公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査結果」を基に作成。

(出所) 公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査結果」を基に作成

1 介護サービス等を提供する事業者等への支援

(1) ICTを担う人材の育成

- ・ 介護事業所において、ICT機器やロボット等の活用方法を理解し、機器等を使いこなすためのリーダー的人材の育成とともに、介護サービスの質を高める利用方法の普及、習熟指導
- ・ 要支援・要介護者及び介護家族等に対する機器の取り扱い習得への支援

(2) 機器導入に対する支援

- ・ ICT機器・ロボットの展示・紹介を通じた先進事例の紹介、導入事例における業務効率化の検証
- ・ ICT機器・ロボット導入支援策の利用促進及びモデルとなる先導事例の創出

2 働きやすい労働環境の整備と人材の定着

- ・ ICT機器やロボットを利用する業務と人が行うべき業務の切り出し、整理
- ・ 効率化により生産性とサービス水準の向上を図り、利用者の生活の質を向上
- ・ 機器の不具合が生じた際の対応や、緊急時の対応など、機器等を安全に利用するための体制整備
- ・ 利用率が高いスマートフォンなどを活用した連絡アプリによる情報共有や勤怠管理等の効率化

3 DXによる介護・福祉サービスと生活の質の向上

- ・ 介護・福祉分野を担う人材が不足していく中で、職員の経験や勘に頼った介護や福祉サービスではなく、データが見える化・共有化し、科学的根拠に基づく質の高い介護・福祉サービスの実施
- ・ 意思疎通やコミュニケーションに配慮が必要な障害者に対する、就学や就労など社会参加の促進に向けたきめ細かい支援
- ・ ICT機器やロボットの活用による個別課題の解決に止まらず、様々なデータや科学的エビデンスを活用することで、誰もが安心安全で質の高い暮らしの実現

Ⅲ 今後の対応

【ICT機器や介護ロボット等の導入による業務の効率化とサービスの質の向上】

介護や保育等は対面によるサービスが基本であることから、利用者に対するサービスの質の向上に配慮した上で、業務を効率化し、生産性を高めていく必要がある。

また、職員は人手不足や処遇面の課題のほかに、身体的・心理的な負担を仕事上の悩みとしてあげており、離職の原因となっていることから、ICT機器や介護ロボット等を積極的に導入・活用することで、これらの課題を改善し、働きやすい職場環境を整備することにより、離職率を低下させ、人材の育成・確保を図る。

人材をはじめ、限られた介護・福祉資源をより効果的に提供していくためには、職員の経験や勘に頼ったサービスではなく、利用者データの蓄積等を活用した科学的根拠に裏付けられたサービスの提供が求められる。

1 ICT機器や介護ロボットの導入等に対する支援

先進事例の紹介やモデル的な事業の実施を通じて、その成果を横展開し、ICT機器や介護ロボットの導入促進を図る。

ア ICT等を担う人材の育成

- ・ ICT等の活用方法を理解し、機器等を使いこなせるリーダー的な人材の育成、運営体制の構築
- ・ 機器の開発動向を踏まえた定期的な技術習得

イ 利用者の生活の質を向上させる機器の導入

- ・ 排せつ支援（膀胱の変化をセンサーで感知し自立排せつに誘導）
- ・ コミュニケーションロボットなどによる認知機能の改善



排せつ支援(センサー感知)

2 働きやすい職場環境の整備と人材の定着

職員の身体的・心理的負担軽減につながる機器の導入

- ・ 移乗支援（電動リフト）、見守り支援（センサーマット）、清掃ロボットの導入
- ・ 介護記録等の電子化及び自動共有、インカムを活用した迅速な情報共有
- ・ 介護サービスの計画書や利用票の仕様の標準化によるケアマネ事業所との連携や他事業者との照会対応



移乗支援(非装着型)

3 科学的根拠や先端技術を活用した介護・福祉サービスの提供に向けた取組

- これまで介護事業者が、個々人の記録としてのみ作成してきた利用者データ（ADL、服薬状況、認知症の状況等）及び提供した介護サービス記録等を国が新たに構築したシステム（科学的介護情報システム：L I F E）に登録、集約。
- 今後、国のシステムに蓄積されたビッグデータを分析・活用することで、これまでのような職員の経験・勘に頼った介護サービスではなく、科学的根拠（エビデンス）に裏付けられた自立支援・重度化防止の効果の高い、より利用者の状態に適した合理的な介護サービスの提供を目指す。
- 障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進するため、先端的な技術を活用した身体機能を補完する機器等の導入により、就学や就労などを支援する。

第5回 変革期をリードする新時代の茨城づくり

調査特別委員会資料 【参考資料】

4 安心安全快適な生活環境

介護・福祉分野におけるDXの推進

(保健福祉部)

令和3年8月31日(火)

参考資料目次

1.	資料 2-1	P 6	I	現状	2 (1) ア	介護ロボット機器普及支援事業	3
2.	〃	P 6	I	現状	2 (1) イ	I C T 導入支援事業	4
3.	〃	P 6	I	現状	2 (2)	科学的介護サービス	5
4.	〃	P 9	I	現状	2 ア	保育所等における I C T 化推進等事業	6

計上所管：厚生労働省 **地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援** **既定経費**

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員の縮小や感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ①介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）
 - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）
 - ③1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃
 - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）
- **令和2年度第3次補正予算においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。**

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度 (1次補正予算)	令和2年度 (3次補正予算)
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	-	上限150万円 令和5年度までの実施	上限750万円	上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる 情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	利用定員2割まで 令和5年度までの実施	必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1/2	対象経費の1/2	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、 3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

○装着型パワーアシスト ○非装着型離床アシスト ○入浴アシストキャリア ○見守りセンサー (移乗支援)



実績 (参考)

➢ 実施都道府県数：45都道府県 (令和2年度)

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1	R2
58	364	505	1,153	1,813	2,574

(注) 令和2年度の数値はR3.1月時点の暫定値
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分は令和5年度までの実施

拡充

ICT導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

目的…介護事業所の業務効率化を通じて、訪問介護員等の負担軽減を図る。

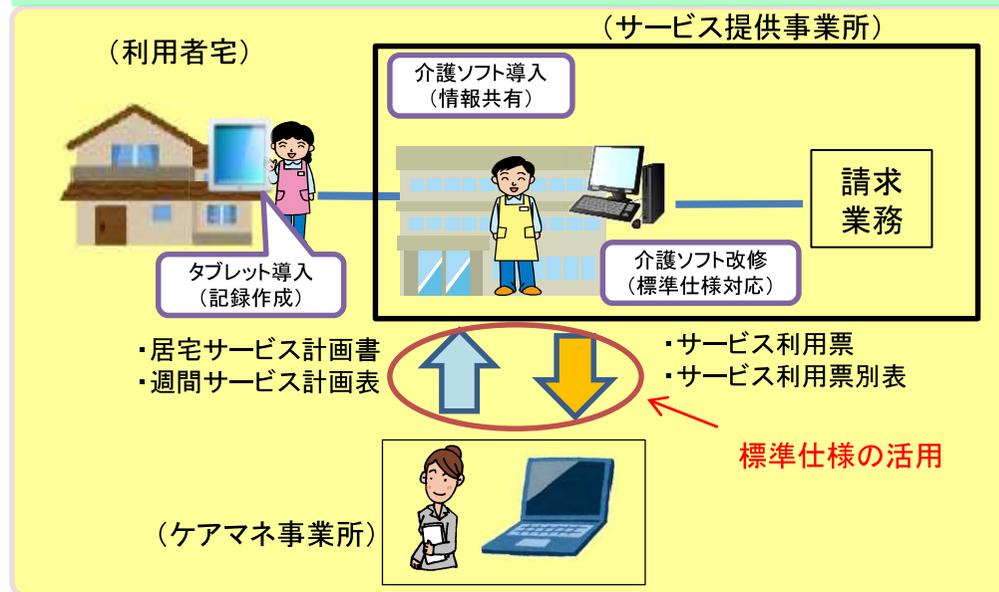
対象…介護事業所(介護保険法に基づく全サービス)

要件

- 記録、情報共有、請求の各業務が**一気通貫**になる
- ケアマネ事業所とのデータ連携に**標準仕様**の活用
- CHASEによる情報収集に対応
- 導入事業所による他事業者からの照会対応
- 事業所による**導入効果報告**等

	補助上限額	補助率	補助対象
令和元年度	30万円 (事業費60万円)	1/2 国1/6 都道府県1/6 事業者3/6	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護ソフト ● タブレット端末 ● スマートフォン ● インカム ● クラウドサービス ● 他事業者からの照会経費等
令和2年度	事業所規模(職員数)に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> ● 1~10人 50万円 ● 11~20人 80万円 ● 21~30人 100万円 ● 31人~ 130万円 	都道府県が設定 ※事業者負担を入れることが条件	
令和2年度補正	事業所規模(職員数)に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> ● 1~10人 100万円 ● 11~20人 160万円 ● 21~30人 200万円 ● 31人~ 260万円 		上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ● Wi-Fi機器の購入設置 ● 業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)

事業所内のICT化(タブレット導入等)により、介護記録作成、職員の情報共有~請求業務までが一気通貫に



<例:訪問介護サービスの場合>

質の評価など科学的根拠に基づく介護サービスの提供に向けた取組

科学的介護サービス

社保審－介護給付費分科会 第178
(R2.6.25) 資料1より

【経緯】

- ・未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）に、自立支援・重度化防止の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築することが盛り込まれた。
- ・これを踏まえ、2017年10月より、「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」を設置し、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護サービスの方法論を確立し、普及していくために必要な検討を開始。

【このサービスで目指すこと】

- ・データベースに収集されたデータの分析等を通して得られたエビデンスの蓄積、現場への周知・普及を通して、科学的裏付けに基づく介護の実践を進める。

【このサービスで実現できること】

- ・科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、分析に必要なデータを新たに収集するデータベースを構築。
- ・データベースを分析し、科学的に自立支援等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示。

【イメージ】

(分析のイメージ)

脳卒中に伴う左足の麻痺により3メートルしか自力で歩行できない

杖を用いれば自力歩行が20メートル可能

歩行訓練

サービス提供前の状態 → どのようなサービスが有効が科学的に分析、提示 → 提供されたサービス → サービス提供後の状態

屋内で自由に歩行が可能に

介護関連データ

- 要介護認定情報・介護レセプト等情報
- 通所・訪問リハビリ情報 (VISIT情報)
- 高齢者の状態やケアの内容等情報 (CHASE情報)
- 地域支援事業情報 (基本チェックリスト情報等)

介護保険総合データベース(介護DB)

- ・要介護認定情報、介護レセプト等情報を格納

通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ (VISIT)

- ・通所リハビリテーション事業所、訪問リハビリテーション事業所からリハビリテーション計画書等の情報を収集

上記を補完するデータを収集するデータベース(CHASE)を新たに構築。

- ・「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において具体的な内容を検討し、2018年3月の中間報告で、データベースに用いる初期項目 (265項目※) を選定。
- ・2019年3月より検討会を再開し、収集項目の整理等について再検討を行い、2019年7月の取りまとめで、基本的な項目 (30項目) を選定。
- ・2019年度にデータベースの開発を行い、2020年度から運用を開始。

※: リハビリ以外の加算等で求められる様式のデータ(例: 栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算等)、事業所の介護記録等のデータ(例: 訪問介護で提供された身体介護、生活援助等の内容のデータ)、ケアマネジャー等が行った利用者の状態評価のデータ(例: ADL、服薬状況、認知症の状況等)のうち電子的に取得されている可能性の高い265項目

保育所等におけるICT化推進等事業【新規】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度概算要求：事項要求・新規)

【事業内容】

- (1) 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。
- (2) 認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。
- (3) 病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。
- (4) 都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。
- (5) 保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請の届出等について、オンラインによる手続を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】	(1) 業務のICT化等を行うためのシステム導入	1施設当たり	1,000千円	翻訳機等の購入	1施設当たり	150千円
	(2) 認可外保育施設における機器の導入	1施設当たり	200千円			
	(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入					
		① 1自治体当たり	8,000千円	② 1施設当たり	1,000千円	
	(4) 研修のオンライン化事業	1自治体当たり	4,000千円			
	(5) 保育士資格取得に係るオンライン手続化		総額49,820千円のうち令和元年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて、それぞれ設定			

- 【補助割合】
- (1) 国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (2) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/4、事業者：1/4
 - (3) ①国：1/2、市区町村：1/2 ②国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4
 - ※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設(*)を対象にする場合は、国：1/2、自治体：1/2
 - * (1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。
 - (4) 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
 - (5) 国：1/2、都道府県：1/2

(1)業務のICT化等を行うためのシステム導入



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

・手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。

○登降園管理

・手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

(2) 認可外保育施設における機器の導入



※ 業務支援のための機器を活用することで、保育記録など保育従事者の業務負担を軽減する。